除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第７８号
埼玉県春日部市六軒町462番地
申立人　共和商事こと　又井　久男
権利を争う旨の申述の終期　平成30年４月10日
平成30年４月11日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｅ209404
金額　751,953円
支払期日　平成30年１月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社関西アーバン銀行本店営業部
振出日　平成29年９月30日
振出地　大阪市
振出人　株式会社ＴＫＸ　代表取締役　岸本　智
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第８１号
大阪市平野区加美北４丁目９番13号
申立人　株式会社ハヤシ製作所
代表者代表取締役　中野　将太
権利を争う旨の申述の終期　平成30年４月10日
平成30年４月11日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＦ82182
金額　349,142円
支払期日　平成29年12月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社近畿大阪銀行本町営業部
振出日　平成29年９月29日
振出地　大阪市
振出人　紀伊産業株式会社　代表取締役　紀伊國信一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第８３号
大阪市浪速区難波中３丁目３番７号
申立人　かんき株式会社
代表者代表取締役　中澤　正和
権利を争う旨の申述の終期　平成30年４月10日
平成30年４月11日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ219917
金額　442,800円
支払期日　平成30年２月28日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行今里支店
振出日　平成29年11月15日
振出地　大阪市
振出人　三陽電氣照明株式會社　取締役社長　武田　信行
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第８４号
大阪市都島区都島本通２丁目11番３号
申立人　株式会社Ｋ’ｓ開発
代表者代表取締役　萩原　浩二
代理人弁護士　古川　純平
権利を争う旨の申述の終期　平成30年４月10日
平成30年４月11日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＭＢ87971
金額　4,700,000円
支払期日　平成30年１月10日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社りそな銀行難波支店
振出日　平成29年９月11日
振出地　大阪市
振出人　中林建設株式会社　代表取締役社長　中林　浩之
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＭＨ60231
金額　1,300,000円
支払期日　平成30年２月12日
支払場所　株式会社りそな銀行都島支店
振出日　平成29年10月10日
振出人　株式会社新宅工務店大阪　代表取締役　新宅久美子
受取人　白地
⑵の約束手形の支払地、振出地及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２９年（へ）第８５号
大阪府堺市美原区阿弥106番地の11
申立人　有限会社テイサンルーフ
代表者代表取締役　朱雀　義輝
権利を争う旨の申述の終期　平成30年４月10日
平成30年４月11日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＭＡ149885
金額　1,100,000円
支払人　株式会社三井住友銀行京阪京橋支店
支払地　大阪市
振出日　平成29年11月20日
振出地　大阪市
振出人　株式会社石田商会　代表取締役　石田　千治
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第７０９号
千葉県野田市なみき３丁目７番地６
債務者　有限会社林紙工
代表者代表取締役　林　　清一
１　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　祐介
４　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月27日午前10時
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４８号
北海道苫小牧市汐見町３丁目１番33号
債務者　株式会社喜桑石材産業
代表者代表取締役　山下　将人
１　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙田　耕平
４　破産債権の届出期間　平成30年５月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月27日午後２時
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第７５号
千葉県白井市富士198番37号
債務者　有限会社エーデンサービス
代表者取締役　安斎　久夫（登記簿上の表示安齋久夫）
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯田　晃久
４　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時30分
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１２６号
兵庫県芦屋市岩園町９番１号
債務者　株式会社イーツ・ワン
代表者代表取締役　吉本　哲也
１　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津久井　進
４　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午前10時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９９号
東京都大田区南蒲田３丁目13番25号
債務者　有限会社モア・チェリー
代表者代表取締役　加藤　伸吾
１　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　健治
４　破産債権の届出期間　平成30年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係